- 1. 件名:実用炉規則第87条第9号に規定する運転上の制限の逸脱に係る連絡について
- 2. 日時:令和2年9月2日 10時30分~11時40分
- 3. 場所:原子力規制庁2階B会議室(テレビ会議システムを利用)
- 4. 出席者:

原子力規制庁

原子力規制部検査グループ

実用炉監視部門 吉野企画調査官、水野管理官補佐、小野上級原子炉解析 専門官、久光上級原子炉解析専門官、反町主任監視指導 官、糸川原子力運転検査官補、東原子力規制専門員

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ 担当 東北電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力運営 副長 東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 運転管理グループ チームリーダー 中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 主任 北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム 主任 他1名 関西電力株式会社 原子力事業本部 発電グループ リーダー 中国電力株式会社 電源事業本部 原子力運営グループ 担当 四国電力株式会社 原子力部 運営グループ 担当 九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 担当 他1名 日本原子力発電株式会社 発電管理室 プラント管理グループ 課長 原子力エネルギー協議会(以下「ATENA」という。) 副長

5. 要旨

- (1) ATENAから、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条 第9号に規定する運転上の制限の逸脱及び同規則134条に規定する事故 故障等の報告に係る原子力規制庁への報告ルートについて、これまでは該 当する事象が発生した際、各原子力発電所に駐在している運転検査官及び 原子力規制庁事故対処室へ報告をしていたが、新検査制度運用開始に伴い その運用に変更があるか、資料に基づき確認があった。
- (2)原子力規制庁より、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号に規定する運転上の制限を逸脱した場合の報告ルートについて、新検査制度運用後も変更ない旨を回答した。また、同規則第134条に規定する事故故障等の報告については、当該報告の受領元である原子力規制庁事故対処室まで確認することを伝えた。
- (3) ATENAから、了承した旨の回答があった。

6. 面談資料

資料1:実用炉規則第87条及び134条に係る連絡について